



こどもの離乳食等 訪問相談

管理栄養士等が
訪問します！

産後のお母さんやお子さんをサポートする「産後ケア事業」の一環として
管理栄養士等が自宅を訪問し、離乳食づくりのアドバイスや心配事等にお答えします

相談内容の例

【離乳食の進め方や作り方について】

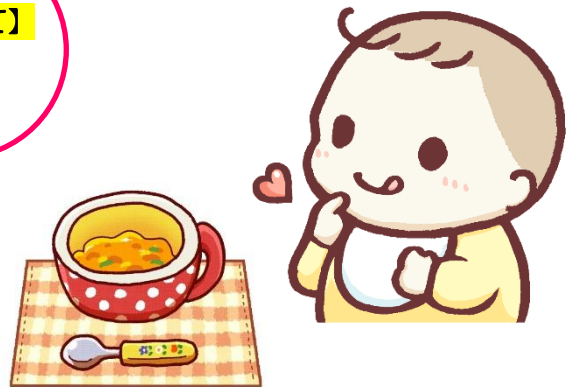
「離乳食はどうやって始めたらいいの？」
「離乳食の作り方が分からないので、作る際にアドバイスがほしい」
「大人の食事からの取り分けって、どうしたらいいの？」

【離乳食の相談】

「最近、好き嫌いが出てきた」
「少食だけど、離乳食の量は足りているかな？」
「離乳食がマンネリ化しているので、新しいメニューが知りたい」

【産後および授乳中のお母さんの食事について】

「母乳をあげている時の食事って、これで大丈夫？」
「育児に追われて忙しいから、簡単なメニューを教えてください」



利用できる方

高石市内在住の生後 12 か月未満の乳児とその母

(早産児や低出生体重児の場合は、出生予定日を基準にした修正月齢を考慮します)

利用回数

7回まで ※他の訪問型産後ケア事業の利用を併せた回数です

利用場所

自宅など (高石市内に限る)

自己負担額

産後ケア事業の クーポン券について※1	利用料
クーポン券利用あり	1回あたり 500円
クーポン券利用なし	1回あたり 1000円

※1：市民税非課税、生活保護世帯の方は6回目以降も別途減免制度（500円の減免）があります。申請時にご相談ください。

利用可能日・利用時間

原則、月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く）の午前9時～午後5時までの間
1回の訪問は最大3時間以内

利用内容

できること

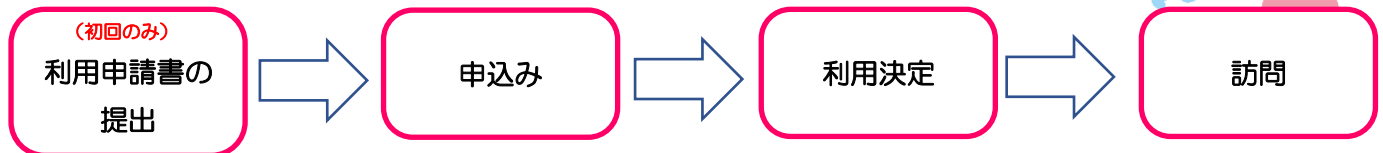
- 離乳食の相談やお母さんの食事の相談
- 月齢別の離乳食の進め方のアドバイス
- 離乳食を作る際の、具体的な指導
（ただし、食材等は利用される方の負担となります）
- お子さんの食べる様子を見て、離乳食の形状や大きさや量の確認 など

できないこと

- 数日分の離乳食の作り置きをする
- お子さんのお世話（ミルクを飲ませる、離乳食を食べさせる、抱っこ、寝かしつけなど）
- 買い物、食材や調理器具の準備
- 調理後の片づけ など

利用の流れ

※利用には 事前の申請 が必要です。



産後ケア事業を初めて利用する際は、「高石市産後ケア利用申請書」に必要な事項を記入のうえ、高石市役所こども家庭課に提出してください。
「産後ケア事業利用承認決定通知書」の発行と「産後ケア事業利用ノート」「産後ケア事業クーポン券」をお渡しします。

<来所の際の持ち物>母子健康手帳

来所が難しい場合は、郵送での申込みも可能です。

訪問希望の **14日前まで**に、電話または来所で「訪問型 産後ケア事業（管理栄養士等の訪問）」の利用の希望をお伝えください。

訪問の管理栄養士等と日程の調整をたうえて、利用可能日時をお知らせします。
（利用日については、ご希望に添えない場合があります。）

訪問時に準備が必要な食材や物品がありましたらお知らせします。

利用日に、管理栄養士等が自宅を訪問します。
訪問した管理栄養士等に「産後ケア事業利用承認決定通知書」と「産後ケア事業利用ノート」を提示してください。

訪問は、（公社）大阪府栄養士会・栄養ケアステーションの管理栄養士等が行います。

支払い方法

利用料は、相談終了時に、訪問した管理栄養士等へ直接お支払いください。
現金でのお支払いとなります。お釣りのないよう、ご協力をお願いします。
（「産後ケア事業クーポン券」を使用する場合は、支払いの際にお渡しください）



利用の相談・申込み・お問い合わせ先

あれこれ相談ステーション

（場所：高石市役所 こども家庭課 ・ 市役所別館2階）

TEL 072-275-6494（平日 午前9時から午後5時30分）

市ホーム
ページ



<申込み後のキャンセルについて>

利用日程決定後に、利用者の都合により、やむを得ず変更・中止する場合は、利用予定日の**前々日の17時まで**に上記まで連絡をお願いします。訪問時に不在の場合や連絡がなく利用がなかった場合は、訪問を利用しない場合でもキャンセル料（500円）を事業者（訪問予定者）にお支払いいただくことになります。